

関西のE S C O事業並びに省エネルギー事業の
推進に向けて

2020年6月

一般社団法人関西E S C O協会

平素より、(一社)関西ESCO協会に特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

2015年にCOP21で採択されたパリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分低く保つ長期目標を掲げています。これを受けて日本では、2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減する中期目標を定めました。しかし現状は、既存のオフィスビル、小売店舗、病院、学校などの業務部門の最終エネルギー消費は、依然として高止まりしており、先の目標は高いものであると認識しております。

当協会は、大阪におけるESCO事業推進を図るために、2004年8月に任意団体として発足し、その後の活動を踏まえ、2007年3月に社団法人化し、2013年に公益法人改革に伴い、関西に活動域を拡大し、一般社団法人化いたしました。関西全域を含めた、ESCO事業を始めとした省エネルギー事業の推進組織として発展を図るとともに、事業の一層の普及をめざして、現在一丸となって取り組んでいるところです。

つきましては、厳しい財政状況下ではありますが、世界的にみても温暖化防止対策が喫緊の課題であることに鑑み、関西のESCO事業並びに省エネルギー事業の一層の推進を図るため、2021年度政府予算編成、補助金運用の要件緩和等に関しまして、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

2020年6月

一般社団法人関西ESCO協会

会長 相良 和伸 (四国職業能力開発大学校校長 大阪大学名誉教授)

副会長 下田 吉之 (大阪大学大学院工学研究科教授)

副会長 芳村 恵司 (武庫川女子大学生生活環境学部建築学科 講師)

【経済産業省】

《要望事項》

I. 国、独立行政法人等におけるE S C O事業について

○環境配慮契約法の基本方針に基づき、国、独立行政法人等の施設におけるE S C O事業導入について、積極的に実施していただくようお願いしたい。

II. 2021年度補助金、税制等の要望について

1. エネルギー使用合理化等事業者支援事業

○エネマネ実施に係る費用（コミッショニング、エネルギー管理支援サービス等）を補助対象経費として追加いただきたい（例えば、3年等の期間内負担相当分を定額支払い）。

【特に中小企業においてEMS導入（クラウドBEMSを含む）に対する補助がエネマネ実施費用負担により相殺されてしまうことによる普及抑制を解消するため】

○省エネルギー設備導入事業の設備単位において、大企業は申請対象外となっている。業務部門ならびに産業部門におけるエネルギー消費の削減を図るには、エネルギー消費量の多い大企業への補助拡大が必要だと考える。そのため、大企業における申請対象外の撤廃をお願いしたい（但し大企業においては、補助率(例えば、1/5 など)の改訂などの対応を行うことが考えられる）。

【設備単位における大企業の申請対象外撤廃は、景気が後退している状況において、エネルギー消費量削減の促進につながるため】

○成果報告での EMS 削減効果の考え方や確定検査での EMS 写真の撮影方法など、初めて補助事業に取り組む者にも対応ができるように事務取扱説明書等に反映・整備していただきたい。

【執行団体の担当者によって見解が違うものがあり、申請者の工数・手間が必要以上にかかる場合があるため】

○交付申請書の省エネ計算において、定格性能を評価する” COP” による計算だけでなく、期間効率の省エネ性を評価する” APF” や” IPLV” による計算も認めていただきたい。

【機器性能は定格点での運転が年間を通じて非常に少なく、部分負荷運転時の効率（期間効率）を重視する設計に変わっているため】

※COP (Coefficient Of Performance) : 成績係数

APF (Annual Performance Factor) : 通年エネルギー消費効率。エアコンの省エネ性能を表す JIS 規格

IPLV (Integrated Part Load Value) : 負荷の異なる 4 点の COP から期間成績係数を定義した簡易的指標

○2 か年事業の際の 2 年目の工事停止期間（3 月、4 月）の設定をなくしていただきたい。

【補助事業の条件で 3 月、4 月に工事を実施することができないことで、竣工スケジュールと合わない場合があるため】

○本支援事業の予算が減額されているため、十分な予算を確保することをお願いしたい。

【パリ協定の公約達成のためにも省エネルギーは重要であり、その中でも本支援事業は支柱であるため】

2. 生産設備におけるエネルギー使用合理化事業者支援事業補助金

○補助対象となる生産設備の拡大と十分な予算を確保することをお願いしたい。

【高効率の生産設備が対象となれば省エネ効果も大きく、経済効果への貢献も高いため】

3. 革新的エネルギーマネジメント支援ツールに対する補助金

○近年、EMSはAIによる電力予測や省エネアドバイス、IoT技術を活用した機器制御、クラウドBEMS等、急速に高度化している。一方、初期費用を抑えることが出来るクラウドBEMSは中小施設には有効であるが、クラウド制御機器の使用料や通信費用が継続的にかかることからその一部を負担する補助事業を創設していただきたい（例えば3年等、期間内負担相当分を初年度に定額支払い）。

【エネ合は執行団体が認定するEMS条件が厳しく、その他補助金では汎用的な表示機器では認められない等があるが、これにより特に中小企業で活用できる様々な革新的EMSの普及促進に寄与するため】

3. 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

○空調設備のエネルギー削減において、建物用途および地域的特性により、データセンターのように冷房需要のみ（暖房無し）、あるいは寒冷地や工場等で暖房需要のみ（冷房無し）となる場合が多くある。広く省エネルギー促進するため、冷房需要のみ、暖房需要のみの建物用途の削減評価方法の策定（ソフトの改訂）をお願いしたい。

【例えば、データセンターの空調運転は、冷房運転のみであるが、十分なエネルギー削減効果が得られるため】

○事業場単位、設備単位とも十分な予算を確保することをお願いしたい。

【本補助金に対するニーズは増えているにもかかわらず、予算が減少傾向のため】

4. 都市ガス振興センター 社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費

○2か年事業の際の2年目の工事停止期間(3月、4月)の設定をなくしていただきたい。

【補助事業の条件で3月、4月に工事を実施することができないことで、竣工スケジュールと合わない場合があるため】

Ⅲ. エネルギー政策や地球温暖化対策等に関して関係省庁に要望について

1. 既存建築物に対するZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の政府目標の明確化

○新築のZEB化は政府目標(2020年及び2030年目標)があるが、既築の明記が無い場合、既築のZEB化の目標を設定、省エネ・リニューアルの活性化の推進をお願いしたい。併せて既築の省エネ・リニューアルの推進では、ESCO事業の活用を一層支援して欲しい。

【既築建築物に対する政府目標や規制があると、はるかにストック量の多い既築建築物の省エネ・ZEB化の加速が期待できるため】

2. その他

○中小事業者向けに、省エネ性の高い設備の導入が促進できる従来型の補助金を継続していただきたい。

【レジリエンスなど防災等の要件が加わるものが増えているが、中小事業者にとってはハードルが高く、省エネ性の低い設備を使用している事業者がまだ多く存在しているため】

以上

【国土交通省】

《要望事項》

I. 国、独立行政法人等におけるE S C O事業について

○環境配慮契約法の基本方針に基づき、国、独立行政法人等の施設におけるE S C O事業導入について、積極的に実施していただくようお願いしたい。

II. 2021年度補助金、税制等の要望について

1. 既存建築物省エネ改修支援事業

○公募要領の記載事項に実績報告の時期を明示して欲しい。

【応募要領において「3月末までの事業完了となっているか」の事業完了スケジュールの確認項目があるが、交付申請時になって初めて「1/31までに実績報告が提出できること」であることがわかるため（申請者にとっては募集要領では3月末までに事業が完了すれば良い、と読める）】

○省エネ計算の根拠となる延床面積の確認資料は、建築確認申請書ばかりでなく、建物登記簿謄本も認めて欲しい。

【省エネ計算に影響が生じる「延床面積」を確認する際の根拠資料が不明確であるため（「建物登記簿謄本」で確認できるが、執行団体からは「建築確認申請書」で確認することとの指示がある）】

III. エネルギー政策や地球温暖化対策等に関して関係省庁に要望について

1. Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の推進に必要な未評価技術への対応「任意評定制度」の迅速化

○W E Bプログラムで評価できない未評価技術が多く、設計時のZ E B実

現の推進に向けて、メーカー資料等による簡易計算も認めるなど、W E Bプログラムの更なる改善をお願いしたい。

【Z E Bに関する政府目標(2020年及び2030年目標)の達成に向け、最新技術を含めた未評価技術の迅速な対応は、Z E B化の加速が期待できるため(現状は1年～2年の時間を要している)】

2. 既存建築物に対するZ E B (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) 化の政府目標の明確化

○新築のZ E B化は政府目標(2020年及び2030年目標)があるが、既築の明記が無いため、既築のZ E B化の目標を設定、省エネ・リニューアルの活性化の推進をお願いしたい。併せて既築の省エネ・リニューアルの推進では、国土交通省・官庁営繕部でも推進しているE S C O事業の活用を支援して欲しい。

【新築のZ E B化は政府目標(2020年及び2030年目標)があるが、既築の明記が無いため、既築のZ E B化の目標を設定、省エネ・リニューアルの活性化の推進をお願いしたい。併せて既築の省エネ・リニューアルの推進では、国土交通省・官庁営繕部でも推進しているE S C O事業の活用を支援して欲しい】

以上

【環境省】

《要望事項》

I.国、独立行政法人等におけるE S C O事業について

○環境配慮契約法の基本方針に基づき、国、独立行政法人等の施設におけるE S C O事業導入について、積極的に実施していただくようお願いしたい。

II.2021年度補助金、税制等の要望について

1. 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

○2か年事業の際の2年目の工事停止期間（3月、4月）の設定をなくしていただきたい。

【新築物件において補助事業の条件で3月、4月に工事を実施することができないことで、新築の竣工スケジュールと合わない場合があるため】

○公募要領の記載事項に情報が記載されていないものがある。初めて補助事業に取り組む方にもわかるように、特に要件に関わるものは応募要領に明確に記載していただきたい。

【例えば、「平時及び非常時に稼働する発電設備等から電力供給させる災害時活用可能なコンセントを確保すること」と要件があるが、実績報告の現地調査まで、「補助対象の発電設備等」から供給させる必要があることがわからず、非常時活用可能なコンセントを確保すれば良いと認識できるため(交付申請、実績報告等の手引きにも確認する術がないのが現状である)】

Ⅲ. エネルギー政策や地球温暖化対策等に関して関係省庁に要望について

1. 既存建築物に対するZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の政府目標の明確化

○新築のZEB化は政府目標(2020年及び2030年目標)があるが、既築の明記が無いため、既築のZEB化の目標を設定、省エネ・リニューアルの活性化の推進をお願いしたい。併せて既築の省エネ・リニューアルの推進では、ESCO事業の活用を一層支援して欲しい。

【既築建築物に対する政府目標や規制があると、はるかにストック量の多い既築建築物の省エネ・ZEB化の加速が期待できるため】

2. その他

○BCPに対する補助金は今後も継続していただきたい。

【老朽化したBCP対応発電機の更新ニーズが数多くあり、国土強靱化の一環としてBCPに活用できる発電機の導入の促進を図るべきであるため、「社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金」や「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー等導入推進事業」のような補助事業は重要であるため】

【SDGSやRE100への対応が求められる中、平時の温室効果ガス抑制に加え、BCPにも寄与する再エネや蓄エネのさらなる普及が必要であり、「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー等導入推進事業」のような補助事業は重要であるため】

○ASEET補助金は継続していただきたい。

【事業者にとって先進的な高効率機器への更新ニーズは高いものの、初期投資への負担から標準機器や現状同等設備の更新に留まっているケース

は未だ多く見受けられる。そのため高効率機器への転換により省エネ、省CO₂が図られるA S E E T補助事業は今後も重要であるため】

○中小事業者向けに、省エネ性の高い設備の導入が促進できる従来型の補助金を継続していただきたい。

【レジリエンスなど防災等の要件が加わるものが増えているが、中小事業者にとってはハードルが高く、省エネ性の低い設備を使用している事業者がまだ多く存在しているため】

以上